

10月27日(日)
開催決定!

きよせ市民まつり2024

～君の笑顔に逢える せせらぎのまち 清瀬～

けやき通り(清瀬駅北口から志木街道まで)で、「きよせ市民まつり2024」を開催します。
清瀬の一大イベントに、あなたも参加してみませんか? 市民協働課協働係 ☎042-497-1803

出店者募集

■縁日・即売出店

市内の商店会または業種組合の団体、清瀬商工会の会員となっている店舗などの事業所、市内在住の方、市内に所在する市民団体など。応募多数の場合は抽選 **【出店料】** 2.7万円×3.6万円のテント1張りセット＝26,000円(机と椅子それぞれ2台含む。机・椅子の追加、アルコールの販売は別途費用負担が必要)

※電源はありません。

■キッチンカー出店

縁日・即売出店対象の事業所・団体・個人、または小平市・東村山市・東久留米市・西東京市の商工会の会員となっている店舗などの事業所。出店の可否については内容を審査のうえ、決定します。最大3小間(1小間＝1台、大きさは間口7m×奥行2.7m)

【出店料】 1台＝26,000円(アルコールの販売は別途費用負担が必要) **【申込み】** いずれも8月1日～15日(土・日曜日、祝日を除く)の午前9時～正午または午後1時～4時30分に、申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、直接きよせ市民まつり実行委員会事務局(アミュービル5階・清瀬商工会内) ☎042-491-6648へ

※出店の条件や申込みについて、詳しくは市ホームページ内の各出店要領を必ず確認してください。



詳しくはこちら

協賛金募集

市民まつりの開催にあたり、運営経費などの一助とするため、個人・企業または各種団体から協賛金を募集します。

1口からご支援を受け付けています(協賛特典は下表のとおり)。

1口以上	・会場内の協賛者一覧看板へご芳名掲載 ・市報へのご芳名掲載 ・市ホームページへのご芳名掲載
3口以上	・上記に加え、市ホームページに掲載するご芳名に企業ホームページなどへのリンク設定
5口以上	・上記に加え、市ホームページ内の市民まつりページにバナー広告掲載



※掲載期間、バナーの規格などは市ホームページを確認してください。

【協賛金】 1口＝10,000円 **【申込み】** 9月13日までに下記QRコードの申込みフォームに必要事項を記入のうえ、口座振込または直接事務局窓口へ **【振込先】** リソナ銀行清瀬支店 普通口座 3933491 きよせ市民まつり実行委員会

【問合せ】 きよせ市民まつり実行委員会事務局(市役所本庁舎2階市民協働課内) ☎042-497-1803

※振込手数料はご負担ください。受領済みの協賛金の返金はできません。



申込み
フォーム

下清戸・八雲神社のお神輿

8月25日(日)に下清戸・八雲神社でお神輿を行います。午後1時から八雲神社で祭礼をし、午後2時からお神輿を担いで練り歩きます(午後5時終了予定)。飛び入り参加できる子ども神輿もあります。4年ぶりの練り歩きをぜひご覧ください。

8月24日(土)には、宵宮を午後

4時から8時までで行います。神社での模擬店出店、お神輿の展示もあります。



お神輿の様子

清瀬市長期総合計画の策定に向けた地域別懇談会

次期長期総合計画策定に向けて準備・検討を進めるため、市民ワークショップ「地域別懇談会」を開催します。地域の困りごとや良いことなどを教えてください。 **【場】** いずれも市役所本庁舎 **【申込み】** 8月15日までに右記申込みフォームから **【問合せ】** 未来創造課イノベーション推進係

☎042-497-1802

開催日時

居住地域	日程	時間
下宿、旭が丘、下清戸、中里、中清戸	8月31日(土)	午前10時～正午 午後1時～3時
上清戸、野塩、元町、梅園、竹丘、松山	9月14日(土)	午前9時～11時 正午～午後2時 午後3時～5時



申込み
フォーム

地域課題や未来について市長と語ろう! /



「きよせタウンミーティング」

自治会に渋谷市長が直接伺い、地域の皆さんと懇談します。普段感じている地域の現状や課題について、たくさんのご意見をお待ちしています。

【対象】 市内の自治会(最小催行人数5人程度) **【日時】** 原則平日午前9時～午後5時ごろまで(土・日曜日、夜間は応相談) **【会場】** どこにでも伺います(会場は自治会にてご用意ください)

【テーマ進行】 どんなテーマでも可能です。事前に設定したテーマを中心にフリートークを行います

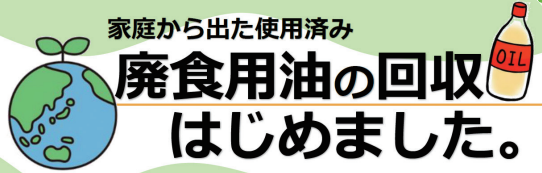
※開始から終了までおおむね1時間程度でお願いします。

※思想・政治信念や宗教などのテーマ、個別事業の予算要望はお受けできません。

【申込み】 申込みフォーム、電話、ファクスまたはメールでシティプロモーション課プロモーション係 ☎042-497-1808 ☎042-491-8600 kouhou@city.kiyose.lg.jpへ



申込み
フォーム



使用済みの食用油(廃食用油)は、CO₂の排出量削減につながるバイオディーゼル燃料へリサイクルできる貴重な資源として注目されています。しかし、家庭から排出される廃食用油は、全国で年間約10万トンを上るにもかかわらず、そのほとんどがリサイクルされずに廃棄されています。

これまで廃棄するしかなかった家庭の廃食用油を、繰り返し使用可能な専用ボトル(リターナブルボトル)を使用して回収します。

【専用ボトルの入手方法】

市役所3階環境課窓口にて、空の専用ボトルをお渡しします

◆回収できる油

家庭で使用した植物由来の食用油。賞味期限・消費期限切れの未使用のてんぷら油なども回収します。必ず専用ボトルに入れてお持ちください。

◆回収できない油

動物系油(ラードなど)、鉱物系油(灯油、エンジンオイルなど)、事業者から排出された業務用油、家庭系以外の廃食用油(事業所などから出る廃食用油)、マヨネーズやドレッシングソース、薬品などで固めた油など。



専用ボトル

【回収方法】

廃食用油を入れた専用ボトルを環境課窓口にお持ちください
※今後は各地域市民センターなどで回収を行う予定です。

◆油の詰め方

- ①使用済みの食用油は、調理後1時間程度、常温で冷ましてから入れてください。
※冷まざると入れると容器が溶ける恐れがあります。
- ②油を容器に移す際は、天かすなどの固形物はできるだけ取り除いてください。
- ③必ず専用のボトルに入れてお持ちください。
- ④使用済みの食用油は容器の8分目くらいまで入れ、ふたをきつく閉めてください。

【問合せ】 環境課ごみ減量推進係 ☎042-493-3750



油の詰める量

今月の納期

◆市・都民税(第2期) ◆国民健康保険税(第2期) ◆後期高齢者医療保険料(第2期) ◆介護保険料(第2期)
9月2日(月)までに納めてください。